

議案第十号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第三十一号）の
一部を次のように改正する。

附則第一項中「（以下「施行日」という。）」を削る。
附則第二項を次のように改める。

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間におけるこの条例によ
る改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項に規定する地域生活支援手数料の額
は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とす
る。

一 次号に掲げる者以外の者 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七
十七条第一項及び第三項の規定に基づく地域生活支援事業に係る支援（以下「地域生
活支援」という。）に通常要する費用の額を勘案して区長が別に定める基準により算
定した費用の額（その額が現に当該地域生活支援に要した費用の額を超えるときは、

当該現に地域生活支援に要した費用の額）に百分の三を乗じて得た額

二 市町村民税世帯非課税者（障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）及び当該障害者等の配偶者が地域生活支援のあつた月の属する年度（地域生活支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該障害者等をいう。）、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による保護を受ける者をいう。）又は支援給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定による支援給付を受ける者をいう。））

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後に行われる地域生活支援（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十七条第一項及び第三項の規定に基づく地域生活支援事業に係る支援をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた地域生活支援については、なお従前の例に

よる。

(提案理由)

地域生活支援手数料を減額する経過措置を延長するとともに、その充実を図る必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、別表第一の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項に規定する地域生活支援手数料の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる者以外の者 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）</p> <p>第七十七条第一項及び第三項の規定に基</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この条例は、平成十八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第一の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の三」とする。</p>

づく地域生活支援事業に係る支援（以下「地域生活支援」という。）に通常要する費用の額を勘案して区長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域生活支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域生活支援に要した費用の額）に百分の三を乗じて得た額

二 市町村民税世帯非課税者（障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）及び当該障害者等の配偶者が地域生活支援のあった月の属する年度（地域生活支援のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者

（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該障害者等をいう。）
（被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の規定による保護を受ける者をいう。）又は支給給付受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定による支給給付を受ける者をいう。））
（ 零